

## プロフィール 木村 晋介 氏 (きむら しんすけ)

1945年 長崎県生まれ

中央大学卒業

1970年 弁護士開業

1988年6月～1990年4月 東京弁護士会消費者問題対策特別委員会委員長

木村晋介法律事務所所長

(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会理事

通産省割賦販売審議会専門委員

坂本弁護士一家救出のための懸賞金広告実行委員会委員長

日本カンボジア法律家の会代表

カンボジア市民フォーラム代表世話人

日本カンボジア交流協会理事

主な著書 「消費者取引判例ガイド」有斐閣・共著  
「二十歳の法律ガイド」有斐閣・共著  
「六十歳の法律ガイド」有斐閣・共著  
「キムラ弁護士大熱血青春期」本の雑誌社  
「キムラ弁護士が駆けてゆく」角川文庫  
「キムラ弁護士がうさぎ跳び」角川文庫  
「巻にあふれるいい話」岩波ブックレット  
「見はてぬ夢にサイドアタック」筑摩書房  
「八丈島のロックンロール」筑摩書房  
「竹林からかぐや姫」筑摩書房

現在出演番組 フジテレビ「ザ・ウイーク」「ビッグ・トゥデイ」  
テレビ朝日「TVタックル」など。  
FMSAGA「J・Hits.ワイド」

連載エッセイ等 「男のサバイバル・夜の法律相談室」夕刊フジ  
「キムラ弁護士大熱血事件帖」本の雑誌社

## プロフィール 伊藤 芳朗 氏 (いとう よしろう)

1960年 大阪府生まれ  
東京大学法学部卒  
昭和59年 司法試験合格  
昭和62年 司法研修所卒業  
弁護士登録（東京弁護士会所属）  
平成2年 伊藤法律事務所開設  
平成6年4月 伊藤・水野法律事務所として拡張

### 主な弁護士活動等

- ・日本弁護士連合会消費者委員会「宗教と消費者問題小委員会」幹事
- ・日本弁護士連合会「子どもの権利委員会」委員
- ・東京弁護士会「子どもの人権と少年法に関する委員会」委員
- ・東京弁護士会「坂本堤弁護士問題に関する対策本部」委員
- ・「オウム真理教被害対策弁護団」所属
- ・「靈感商法」被害救済弁護士連絡会所属
- ・「坂本弁護士と家族を救う全国弁護士の会」所属

## プロフィール 小松 進 氏 (こまつすすむ)

1938年 秋田県生まれ  
東京教育大学文学部卒  
一橋大学大学院博士課程中退

現在 大東文化大学法学部教授  
刑事法・医事法担当

### 主要論文

「医師法」 青林書院  
「歯科医師法」 青林書院  
「医療と刑罰」 現代刑罰法大系 3 所収 日本評論社  
「偽証罪」 現代刑法講座 4 所収 成文堂

など。

## プロフィール 棚村 政行 氏 (たなむら まさゆき)

1953年 新潟県生まれ  
早稲田大学法学部卒  
早稲田大学大学院博士課程終了

現在 青山学院大学教授（民法）  
日本消費者協会  
靈感靈視商法実態調査委員会専門委員  
東京家庭裁判所調停委員

### 主要論文

「靈感商法と民事責任」  
「宗教団体の資金活動と民事責任」  
「アメリカにおける離婚調停」など。

# 「オウム事件を追って」

1995年12月7日

弁護士 伊藤 芳朗

## I. マインド・コントロールとは

- ・ マインド・コントロールの概念
- ・ 統一協会のマインド・コントロール
- ・ オウム真理教のマインド・コントロール
- ・ 巷に溢れるマインド・コントロール

## II. マインド・コントロールと信教の自由との関係

- ・ 宗教の世界とマインド・コントロール
- ・ 伝道の違法性

## III. 宗教に見せかけた違法行為と宗教を隠れミノにする違法行為

- ・ オウム真理教の一連の犯罪  
    ＝経験をもとに
- ・ 違法な伝道・
- ・ 宗教に隠れた犯罪＝政教分離原則との関係

## IV. 弁護団が訴えた方策

- ・ 法改正について
- ・ 破壊活動防止法について
- ・ 税法その他について
- ・ 警察・検察・その他について

以 上

# 「宗教犯罪」について

1995年12月7日

小松 進

## I はじめに

- 「宗教犯罪」とは？
- 罪と罰

## II 犯罪の成立要件

## III 宗教と犯罪

- 1) 罰する法律があるか？
- 2) 宗教活動の限界
- 3) マインド・コントロールと判断力

## IV おわりに

# 宗教法人法の改正

棚村 政行

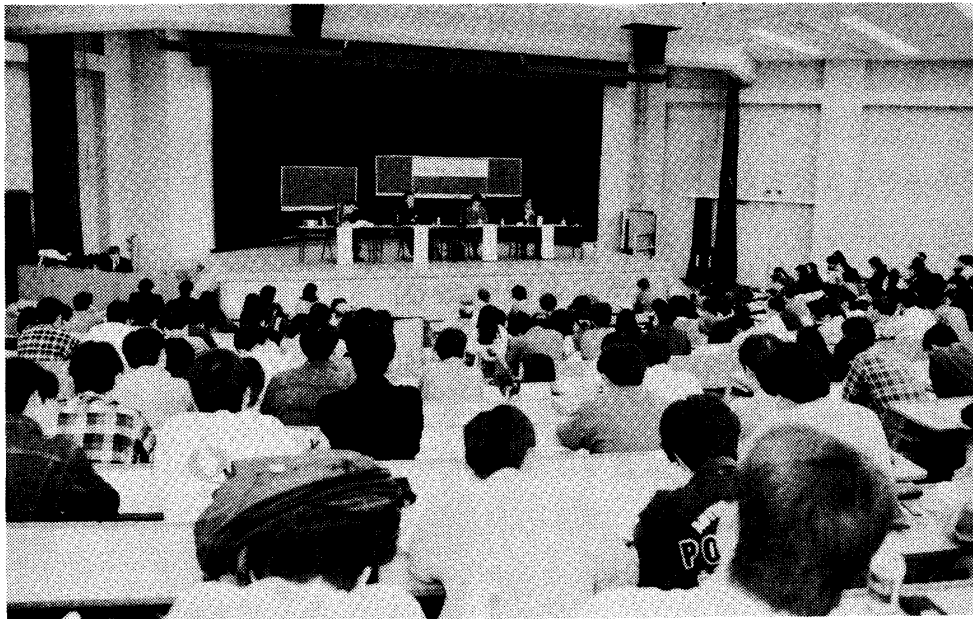
- 1 わが国の宗教事情と宗教動向－宗教は大切なのか
  - ・宗教的雑居性 わが国は一神を絶対的に信仰する一神教国ではなく、多神教国であるといわれる。「シンクレアティズム」(佐藤幸治『現代国家と宗教団体』32頁(1992))。
  - ・第三次宗教ブーム 73年のオイルショック以後、多数の新・新宗教(小さな宗教と教祖たち)が出現した(西島建男『新宗教の神々』36頁(1988))。
  - ・現代の宗教動向 宗教団体数は1993年で23万1000、宗教法人は18万4000、信者数は約2億2000万人(文化庁『宗教年鑑平成6年版』141頁以下(1995年))。
  
- 2 わが国の宗教政策と宗教団体制の展開
  - ・昭和14年の宗教団体法 昭和14年の宗教団体法は、認可主義を採り、神社以外の宗教を統制弾圧した。
  - ・昭和20年の宗教法人令 敗戦後のポツダム勅令により、信教の自由を応急的に確保するため「宗教法人令」が公布施行された。
  - ・昭和26年の宗教法人法 日本国憲法20条の信教の自由と政教分離原則を確保するため、宗教団体に法律上の能力(法人格)を付与し、宗教への公的関与はできるかぎり排除する建前を採った(1条)。
  
- 3 現行宗教法人法の問題点と検討課題
  - ・宗教法人の基本理念と国の宗教政策の在り方 宗教団体は宗教活動と財産管理等の世俗活動を営むが、聖俗とを分離し、宗教法人は世俗的事項のみ規制する建前になっている(聖俗分離原則)。
  - ・宗教性善説と団体自治の原則の再検討 「宗教は悪いことをしない」という宗教性善説は本当か。団体自治の尊重は、自由放任を意味するのか。
  - ・宗教法人の認証主義(12条1項) 認証基準の明確化の必要性
  - ・宗教法人の所轄の在り方(5条) 宗教法人の所轄庁は主たる事務所の所在地しており、他の都道府県内の宗教法人を包括する宗教法人は文部大臣となる。しかし、宗教活動や事業展開が全国化し、活動規模も広域化、大規模化している宗教法人については(海外への展開も含む)文部大臣の所管とすべきでは。

- 法人認証後の活動状況の把握 宗教法人の認証後も定期的に所轄庁に対して、財務書類の提出を求めることで透明性は確保できるのか。アメリカ、フランスでは官庁に対し財務書類、活動報告書を提出させている。
- 信者等への情報開示 信者や利害関係人に対して、財務等や法人運営に関する情報の開示請求権を認め、民主的運営を促進すべきではないか。信者らへの情報公開は、内部チェックの機能を果たし、開かれた構造をつくる。濫用防止策
- 所轄庁の限定的質問権 現行法では、宗教法人側が自発的に協力しないかぎり所轄庁は、宗教法人から報告、事情聴取、立ち入り、書類の閲覧を要求するなど強制的調査権が認められていない。一般的包括的調査権は行政側の過剰な介入につながるのか懸念があるにしても、現行法の解散命令、認証取消等の権限を行使するためにも最低限度の質問権は（調査権）は認めざるをえない。
- 解散命令手続での財産保全措置 オウムの資産隠しはあとを絶たない。アメリカでも裁判所は財産保全措置の規定を置く。商法58条2項のような規定を。
- 宗教法人の課税上の優遇措置の再検討 わが国は「宗教法人非課税制」をとり、宗教法人であれば、自動的に課税上の優遇措置がとられる。これに対してアメリカ、ドイツなど欧米では「免税制」が採られ、宗教法人でも課税庁が独自の実質的形式的調査をして、それにパスしないと免税は受けられない。
- 宗教情報センターなどの相談機関の設置の検討 宗教法人に対する情報の提供や苦情や相談をする公正な第三者期間、自主規制機関を自ら設けてはどうだろうか。信教の自由、政教分離原則を守り、公的機関の干渉を排除したいのなら、組織内部の民主的改革、自己管理を徹底化することではないか。



いて、ここに  
おられる  
4人の先生  
にお話をし  
ていただき  
たいとおも  
います。

第5回と  
いうように、  
今まで4回  
やっている  
わけですが、



こんなに集まったのは初めてで、これだけ皆さんに問題関心がおありになるということは結構なことなんですけど、考えてみると、こんなばかばかしい事件が起きることのほうが大問題だと思うのですね。

特に信教の自由、これは憲法に守られている近代社会の原理的なものですが、「宗教犯罪」というのはカギ括弧がついていますね。これは、犯罪類型に入っていない、刑法典上にはない犯罪が現に生じている。小松先生にそれについてのお話を願うことになっております。あとは宗教法人法の問題、それからオウム事件を追って。木村先生は坂本事件等々ずっと活躍されておられましたので、そのお話をいただく。全体は、毎度ご多忙のところをお願いしております木村先生に司会などをさせていただくことになります。

この問題は単なる法律の面だけではなくて、社会全般の問題から考える契機にしてほしいと思います。

簡単ですが、挨拶を終わります。(拍手)

木村 今、講師の方に関してはそれぞれご紹介がありましたので、私のほうから重ねて申しませんが、今年いわば最大の問題となった感のあるオウム問題、そういう時代を締めくくるにふさわしいメンバーが勢揃いできたと思っています。

きょうは第5回で、5年前からやっているわけですが、毎年、その年度で一番話題性の高かったテーマを選んでやろうということやってきました。大勢集まっていたこともありますが、みごとにはずれたこともあるわけです。去年は、私はこれなら絶対いけると思いまして、女子学生の就職難の問題をテーマにあげました。日本の雇用平等法がで

きて今年で10年経ったわけですが、10年目を迎えるにあたって日本の雇用平等は実際にはどうなったかということを知りたいという女子学生たちの怒りの声を集めながら議論しようじゃないかと提案しまして、去年はそのテーマでやらせてもらいました。これは私としましては自信のテーマ設定だったわけですが、全国から怒りの女子大生約3名ぐらいが参加しまして(笑)、まるっきりこけてしまったわけですが、「なんでこんなにみんな来ないのだろう」と思ったのを覚えております。

今年も、このテーマで人が集まるかどうか最後までわからなかったんですが、きょう大勢見えているところを見ると、テーマ設定と皆さんの関心事がうまくマッチしたのだろうと思います。「信教の自由と『宗教犯罪』」というテーマの設定自体がかなり新しい設定の仕方、「宗教犯罪」という言葉自体、おそらくシンポジウムで使われた経験はないのではないかと。小松先生から最初に話していただくと思っているのですが、そういう意味でも決してやさしくない問題提起だと思っています。ですから、きょう伊藤芳朗弁護士が来るのでかなりワイドショー的な雰囲気ではあるのではないかと。来て来た人は、甘い(笑)。かなり話は難しくなるということを感じていただきたい。その難しいのに耐えて、皆さんぜひ自分の頭の中でこの問題を真剣に考えていただきたい。大体こういう問題が起こってしまったのは、若い人たちが自分の頭で考えようとしなからではないかと、というような議論も出されているわけですから、そうではないのだと、きょうの締めくくりにシンポジウムは大いにみんなで頭から血が出るくらい考えた、そういう場になってほしいなと思っています。

最後に討論の時間を設けて、その中で質問、意見、講師の皆さんからの補足の意見

という形でディスカッションができるようにしたいと思いますので、それも考慮に入れながら話を聞いていただきたい。できるだけみん



なで議論しやすい形で質問をまとめていただければありがたいなと思っております。その点もよろしく願います。

「宗教犯罪」という言葉がある意味では非常にスリリングな言葉でありまして、最初に当大学の法学部の教授でいらっしゃる小松先生からズバリこのテーマで話していただくのがいいだろうと思っております。

それから、伊藤芳朗弁護士には、レジュメが出ておりまして、ひとつ間違うとかなり難しい話になりそうなレジュメにはなっておりますが、何しろ伊藤芳朗弁護士は例の坂本弁護士の修習生時代の親友でもあり、そういう意味でこの事件の実態に一番しつこく迫って運動を広げてきた人でもありますので、実態に触れながら、伊藤弁護士が実際に今日までに坂本事件を追いながら、あるいはオウムの被害者の救出活動にあたりながら体験された生の事実も含めてはなしていただければと思っております。

その上で、青山学院大学の棚村教授から、今まさに焦眉の問題になっております宗教法人法の改正についてお話をさせていただきたい。これもレジュメを見ていただければわかるとおり、決してやさしくないですからね。甘くないですよ、きょうは(笑)。私は、宗教法人法の改正の問題が出てきたときに、ぜひそれは改正しなければならないだろうと思った者の一人です。私どもは、国家による宗教のコントロールというひとつ間違えば宗教弾圧にもなりかねない危険というものを一方で考えながら、かつ宗教の名によるさまざまな人権被害も防いでいかなきゃならない。国家と宗教、宗教と周囲の人の人権、この二つの問題をどういうふうに調整したらいいのかというところで苦しんでいたときに、棚村教授が彗星のごとく我々の前にあらわれまして、それだけではない、宗教団体の構成員である信者の立場から宗教法人法というものをとらえる視点もあるのだということを発言していただいて、目からウロコが落ちたような気持ちになったのを覚えております。現在進められている宗教法人法の改正についても棚村教授のそういう考え方が取り入れられているわけです、棚村さんに宗教法人法の改正について話していただくのは大変いい機会だと私は思っております。

その3人のお話を受けて、私もこの6年間、坂本弁護士の救出にあたってきた立場から、最後にまとめの発言をさせていただきたいと思っております。その上で会場からご質問や意見を出していただく。こういう順序で進めたいと思っております。

それでは最初に、小松先生から願います。

小松　ただいまご紹介いただきました小松でございます。ここ1ヶ月ぐらいかぜをひいておりまして、授業をやっているだけでも30分ぐらいい聞きづらい声になるのですが、しばらくご辛抱お願い致します。

私は本学で刑事法関係の講義を担当しておりますが、そういった関係からだと思いますが、江藤先生から今日のシンポジウムで話をしろというお話がありました。今日の統一テーマからしますと、オウム事件の問題が中心と思われるが、私としてはそれを特別にフォローしているわけではないので、「適任ではない」とお断りしたのですが、宗教と犯罪に関する問題で何か話をしろということでありましたのでお引き受けすることにしたのですが、若干今になって後悔しております。そのようなわけで、皆さんの関心とずれるところがあるかもしれませんが、今オウムで問題になっている犯罪を理解する予備知識といいたうか、犯罪を考える場合の常識といいたうか、そういった面から少しお話をさせていただこうと思います。

レジュメを差し上げてありますが、はじめに、宗教犯罪とは何かということを考えてみたいと思います。

「宗教犯罪」という言葉は、世の中であまりなじみのない言葉です。先ほど木村先生は、シンポジウムで使ったのは初めてではないかと言われましたが、そうかもしれないと思います。非常になじみのない言葉です。〇〇犯罪という言い方には、交通犯罪であるとか、暴力団犯罪、公害犯罪、薬物犯罪等といったものがあります。いま挙げた言葉は、「犯罪白書」の中に出てくる言葉で、定着したネーミングです。「宗教犯罪」という言葉は、もちろんまだ出ておりません。市民権を得ているところまではまだいっていないのではないかと。非常に耳新しい犯罪だろうと思います。

さて、「宗教犯罪」という言葉の内容について若干考えてみたいと思います。これには二つのパターンがあるのではないかと思います。一つは、ある特定の宗教を信ずることが、あるいはそれに帰依することが犯罪とかかわるという場合。もう一つは、宗教に帰依して、それに従って行動を起こしたときに、宗教活動ということになりましょうか、そういう宗教活動との関連で犯罪が出てくるという場合、この2種類が考えられます。

最初のほうのパターンは、ある宗教を信ずること、これが犯罪になるということは、もう少し言えば、禁止された宗教を信仰するということです。このように言いますと、すぐ思い浮かべていただけることがあると思います。今NHKでやっております「吉宗」の少し前に、三代家光の頃にキリスト教の禁止令が出ております。あの時代を考えますと、キリスト教を信仰すること自体が犯罪である、そういう時代があったわけです。今は、これこれの宗教は禁止する、それを信じた者も刑罰を科する、こういった構造のものはないと思います。この形は古いといいたうか、前近代的な社会における犯罪と言っていると思います。魔女裁判にしろ、異端審問にしろ、それは古いところにはたくさんあるわけです。近代では、信教の自由が認められていて、信仰すること自体は犯罪にはならないので

す。

もう一つのパターンですが、これについてはいろいろな問題が出てくると思います。ある宗教に基づいて活動した場合に、それが犯罪とどうかかわってくるか、こういう問題ですが、宗教犯罪というのは今日ではこのパターンがそれに当たるのではないかと考えられるわけです。

では、この「宗教犯罪」にどういう特徴があるかということになるわけですが、その前に、宗教とのかかわりをひとまずカッコにくくって、一般に犯罪がどういう場合に成立するか、犯罪の成立にどういう条件が必要かということを申し上げておいたほうがいいかと思えます。我々のある行為が犯罪として認定され、それに対して刑罰が科せられるのはどういう条件が揃ったときかということです。今日の刑法学では三つの条件が必要だと言われております。判例もそう考えておりますし、通説もそう考えている。

第一の条件は、難しく言いますと犯罪構成要件該当性と言いますが、犯罪のカタログ、パターンに当たる行為かどうかということです。つまり、罰する法律があって、その法律が犯罪というふうに掲げているパターンに当たるかどうか、これが第一の問題です。例えば殺人罪であれば、「人を殺す」ということが犯罪のパターンです。窃盗であれば、「人の物を盗る」ということが犯罪のパターンです。まずそのパターンに当たらなければ、犯罪にはならないということです。それが第1点です。

2番目は、その犯罪パターンに当たっても、違法でない場合もあるので、「違法性がある」ということが2番目の条件です。これは例えば正当防衛ということです。人を殺した場合でも正当防衛であれば犯罪にならないということは、常識としてご存じだと思います。違法でなければいけないということです。これは、今の世の中でその行為を許さないということだろうと思います。

ここでもう一つ例を付け加えておきますと、刑法学において違法でない行為の一つとして正当行為というものがあります。これの例として挙げられるものに、死刑執行があります。死刑執行というのは人を殺すことですから殺人罪のパターンに当たる。しかし刑罰として現行法で認めているので、死刑を執行した人を殺人者ということで殺人罪だと言うのは論理矛盾になります。今の社会では、刑罰として死刑が必要だと考えているので、それを行うのは正当な行為と見ざるを得ない。「違法でない」と考えよう、こういうことになっているわけです。

3番目は、責任がなければいけない。責任というのは、その行為をしたことについて、なぜその行為をしたのかというふうに行行為者を非難できる条件が揃っていないと犯罪にならないということです。例を一つ挙げますと、精神薄弱で知能がおくれている、そういう

場合にはその行為をしていいかどうかわからない。とすれば、そういう判断がつかない人が行った行為を、「悪い行為をした」というふうに非難できるか。判断がつかなければ非難できないのではないかということです。「非難できる」ということが責任があるということなのです。

ある行為を犯罪と見るためにはこの三つの条件のどれかが一つ欠けても犯罪にならないということです。

宗教にかかわる行為、先ほどの第二のパターンですが、宗教活動として行った行為が犯罪になるかどうか、こういう点から今の三つの条件にかかわる問題を考えてみたいと思います。

まず第一の条件である「パターンに当たるかどうか」ということですが、信仰すること自体を罰する法律は存在しないと言っていいと思います。つぎに、宗教の活動がそのパターンに当たる場合があるかどうかということです。通常の場合であればパターンに当たるといえるとは思いますが、行き過ぎがあればそのパターンに当たるのが出てくると思います。法律が最初から宗教活動を予定していなくても、宗教活動(?)に行き過ぎが出てきた場合に、やはりその法律が適用されるということがあるわけです。具体的には、宗教活動がどこまで許されるか、こういう宗教活動の限界の問題だろうと思われれます。その限界は、憲法の「信教の自由」の保障の問題とかかわってくるかと思えます。

具体的な例をお話ししたほうがわかりいいかと思しますので、裁判の事例を一、二紹介しようと思います。

その一つは、宗教活動が限界を超えたと見られた裁判です。宗教活動といってもいろいろな宗教活動があるわけですが、例えば古い考え方で、精神障害者の症状をキツネ憑きとかタヌキ憑きというふうにとらえて、それを一定のお祈りで治してやるというような、そういう信仰活動にかかわって起きた事例です。

これは、比較的新しいといえましょうか、戦後の事件です。昭和38年に最高裁判所の大法廷が出した判決ですが、こういう事件です。被告人は、真言宗の住職ですが、真言宗の信仰の方法の一つである加持祈祷の修行を修めており、それもあわせて行っていたという人です。この人が精神障害者の両親から非常に強く加持祈祷を求められて、被害者(重度の精神障害者)——18歳になるその女性にその加持祈祷を行った。1週間ぐらいお経を唱えながら数珠で体をなでるというような祈祷をして、その精神障害を治そうとしたのですが、効果がなかったため、被害者には大きなタヌキが憑いているので線香護摩を焚いて加持祈祷をしたい、線香を焚いて追い出して治そう、それしか方法がないと考えて、午後零時40分から4時間ぐらい、8畳間と6畳間を締め切りにして、その中央に護摩壇をつくり、

そこから50センチぐらい離れたところに被害者を立たせて、線香を800本燃やし、4時間ぐらい閉めきった部屋にとじこめた。その間たたいたり、喉の近くに線香を持って行って「ドタヌキが出かかっているから早く出ろ」というような掛け声をかけたり、背中を押さえつけて手でなぐるなどしてた。室内の煙があまりにすごかったので、両親や被告人ともときどきその部屋から外へ出ていい空気を吸ってまた戻ってくるという状態であった。そういうところに被害者を入れておいた。そのために被害者は、火傷や、有害物質を吸ったため急性の心臓麻痺で亡くなった。こういう事例です。

これは、加持祈祷するということは信仰に基づく宗教活動だが、それが行き過ぎたケースだろうと思います。これは傷害致死という犯罪になるということで起訴されております。この事件について最高裁では次のように判断しています。信教の自由は絶対的なものではない。宗教行為としてなされた場合であっても、他人の生命や身体に危害を及ぼすような行為をすれば、これは「信教の自由」の保障の限界を超えたもので、違法である、こういうふうに判断して傷害罪という犯罪の成立を認めた。傷害罪というのは「人をけがさせる」ということですが、これは何も宗教の場合だけではない。それを予想してつくった法律ではないのですが、その行為がこの犯罪の型に当たる場合、それが違法な行き過ぎた行為であれば、宗教であろうとそれ以外の行為であろうと犯罪になるということです。そうしますと、宗教犯罪という範囲の中にこういうものも含まれるということになるのではないかと思われるわけです。

それからもう一つ、宗教活動の限界にかかわるもので、限界を超えていないと判断された、つまり犯罪にならなかったケースについて、ぜひ紹介しておきたいと思う判決があります。これは神戸の簡易裁判所で昭和50年2月に出された判決です。これはキリスト教の牧師さんの行為が問題になった事件です。

これは、大学紛争あるいは学園紛争がさかんだった昭和44、45年頃の話です。大学だけではなくて高校でもそういう騒ぎがあったわけですが、高校生が絡んでいるケースです。高校生が学校を封鎖して、理科室にたてこもって火炎ビンをつくったりバリケードを築いたりということで、建造物侵入、凶器準備集合罪という犯罪を犯した疑いで警察の捜査の対象になっていた。そうした高校生2人がキリスト教の尼崎教会に逃げ込んできた。それで、その牧師さんがその高校生2人を1週間匿ったため、犯人蔵匿（犯人を匿った）という犯罪で起訴されたケースです。牧師さんも警察の捜査の対象になっていることを知っていて、しかも1週間匿ったというケースです。匿った理由は、キリスト教の活動として、個人の魂を救済してやる、それを通じて社会に貢献するという活動がある。これは牧会権（ぼっかいけん）と呼ばれているものですが、この考えに基づいて、その高校生2人を1

週間匿って労働をさせ、話をし、精神的な指導をした。その後この高校生たちは自首しまして、こういうことがあったということがわかったわけです。この牧師さんは犯人蔵匿で起訴されたわけですが、犯人を匿う、これは犯罪になるわけですが、それが宗教活動として行われたということで、このケースは「正当な宗教活動の範囲内である」ということで無罪になりました。

正当な宗教活動の範囲内であれば、刑罰法規に触れても犯罪にならない。それが行き過ぎた場合は違法となり、刑罰法規の適用を受ける、犯罪とされる。このように限界内であるか外かということが、宗教犯罪の成立の2番目の条件ということになるかと思います。

もう一つは判断能力の問題です。違法な行為をしたということでその行為をした者を非難できるかどうか、これが3番目の条件ですが、これは今流にといいましょうか、本日のテーマからいうと、マインド・コントロールを受けて判断できなくなった場合に非難できるかどうかという問題になるかと思います。これはちょっと難しくなりますが、責任能力というふうに呼んでおります。その内容は、自分のやっている行為が許されない行為かどうかということ判断する能力のある人でなければ犯罪にできない。そういう能力のない人については、犯罪者として刑罰を科するのではなく、教育をし、治療をして社会復帰をさせるべきだ、こういう考え方です。

この点にかかわる問題ですが、マインド・コントロールの内容については後ほど伊藤先生から詳しくお話があると思いますので、私の話はそういうものがあるということだけで終わらせていただきますが、このマインド・コントロールについては、11月29日、オウム関連の判決の中でこういうふうに述べられております。これは11月29日の新聞記事ですが、公文書偽造や建造物侵入で起訴された元高校教師に実刑判決が下されたという事件であります。判決で裁判官はこういうふうに言っております。「この被告人は長年教壇に立って是非をわきまえていたはずなのに公文書偽造という重い犯罪を2度も行っている。オウムの教えに無批判に従い、客観的に物事を見る目を曇らせた。信託者として心理的呪縛があったとしても、斟酌するには限度がある」と述べて、「マインド・コントロールであるから免罪になるのだ」という主張を退けた、と報じられております。つまり、マインド・コントロールされて判断能力がなくなった、それで行ったのだという言い訳は認めない、ということだろうと思います。判断能力が本当になくなれば非難できないということで犯罪の成立を否定せざるを得ないのですが、この程度であれば判断能力はまだあると考えられるということだろうと思います。

ちょっと長くなりましたが、犯罪を考える際の条件を紹介しました。あとでまた質問があれば補足させていただきます。



木村 どうもありがとうございました。

犯罪論といいますか、犯罪が成立するための要件は何なのか。我々も弁護士になるまでずっとそのことを勉強してきたわけですし、皆さんも大学でそれを勉強されているのでしょ  
うし、弁護士になってからもずっと勉強し続けているわけですが、ついつい現象に追われ  
てしまいますと、きちっとした原理原則に立ってものを考えるということを置き忘れてし  
まうことがあります。今、小松先生から、犯罪論の基本から宗教絡みの宗教犯罪というも  
のを見たときに、どういうことが先例の中で判断されてきたのか、どんなことを考えなけ  
ればいけないのかということ、判例なども挙げながら説明していただきました。そうい  
う形で学者の方に論じていただけたのは私は初めてだったような気がするので、非常に新  
鮮な気持ちで聞きました。

先ほどの真言宗の加持祈祷の最高裁の判例の年月をもう1回教えていただけますか。皆  
さん、あとでぜひ当たってくださいね。

小松 昭和38年5月15日。判例集は、最高裁判所判例集の17巻4号です。雑誌は、  
『判例時報』の335号だったと思います。

木村 『宗教判例百選』という『ジュリスト』の別冊を見ていただいてもいい。

小松 神戸のほうは昭和50年2月20日。『判例時報』の768号に出ています。

木村 少なくとも学生の皆さんは、いま言った判例ぐらひは当たっていただきたい。  
11月29日に出たばかりのマインド・コントロールについての判例はまだ判例集に載っ  
ておりませんが、新聞記事ぐらひは当たって、あとでもう1回復習をしておいてい  
ただきたいと思います。

それでは、今まさにマインド・コントロールの問題も含めて宗教活動の実態との関係  
で宗教犯罪の問題が問われてくるという話がありましたので、それを受けて、伊藤さ  
ん、「オウム事件を追って」というテーマで自由に話をしていただきたいと思いま  
す。よろしくをお願いします。

伊藤 木村先生は、きょうはワイドショー  
と違ってそんな簡単じゃないとおっしゃい  
ましたが、私はワイドショーでしゃべって



いるのは、ふだんの自分よりはもうちょっと難しいことをしゃべっているんですね。私の話は、そんな難しいことを考える頭はないですから、簡単な話ですから聞いてください。それと15分ということですので、レジュメをざっとなでるだけという感じになるかもしれませんが、またあとで質問があれば、そのときにスポットで詳しく話をさせてもらおうと思います。

私のレジュメが皆さんのお手元にあると思いますが、冒頭からマインド・コントロールという話です。

マインド・コントロールというのをくどくどとテレビでしゃべるというのは最近あまりなくて、4月、5月あたりは特番ラッシュで、特番といえばマインド・コントロールということばかりしゃべっていたような気がするのですが。これは宗教の問題、宗教と法律が絡むような問題、刑事的にも民事的にも、その場合にはどうしても欠かせない話になるかと思ひまして、あえて冒頭に持ってきたわけです。

マインド・コントロールというのは、なじみが薄い言葉だったわけです。私自身、1991年、今から4年前に集団提訴で統一教会を相手に「青春を返せ」訴訟というのを始めたわけですが、これは、統一教会に入信させられたこと自体が違法な伝道によってだまされて入信させられたのだ、こういう裁判だったわけですが、91年の訴状には「マインド・コントロール」という言葉は全く出てきません。そのとき、統一教会の問題などで最先端を行っていた弁護士の中でも、「マインド・コントロール」という言葉は知らなかったわけです。93年、山崎浩子さんの脱会騒ぎの頃によく「マインド・コントロール」という言葉が私たち自身も理解できるようになってきたということで、それはその裁判では準備書面で追加で出したといういきさつがあるくらいなんです。

マインド・コントロールというのは、それくらい日本では新しい言葉ですから、一体どういう意味なのかということ、しゃべる人によって全然違う。こっちも困ってしまうというところがあります。最大公約数的な、大体このあたりだったら皆さんに納得してもらえらるだろうというところで言いますと、マインド・コントロールというのは、自分自身では自主的に選択しているように思うけれども、実際にはほかの人からその選択を強制されている。つまり、知らず知らずのうちにほかの人によって選択させられている。これはマインド・コントロールと言っていいだろうと思います。

統一教会がこの意味でのマインド・コントロールが一番上手だと思います。マニュアルなんかもちっとできています。この辺りではどうでしょうか。池袋の駅前に行くと、今でも結構いますね。「手相の勉強をしているので見せてください」とか、青年意識調査アンケートとか、それから戸別販売で「こんにちは。<sup>にっぽうはん</sup>日訪販というところの新入社員なんで

すが……」とか、あるいは珍味売りとか、いろいろな形できっかけをつくって、そこから、宗教なんてのはおくびにも出さないで、「一度サークルがあるから来てみないか」と言われて行ってみる。それも宗教とはおよそ関係のないような、いわゆる社会問題のような、例えば世界じゅうには飢えで苦しんでいる人がいるとか、戦争で苦しんでいる人がいるとか、そういうビデオを見せられていろいろディスカッションをしているうちに、だんだん話に引き込まれていく。もう一つは人間関係がつくられていく。こういう形での選択の幅を狭められていって、合宿などに参加する。そこでまた人間関係もできてくる。トレーニングに参加する。人間関係ができてくる。そういう段階になってようやく、「実はここは統一教会です」という話をする。これが典型的なマインド・コントロールです。

オウム真理教の場合もそれと似たようなことがありまして、こちらの大東文化大であったかどうかわかりませんが、特に都心を中心だったかもしれませんが、大学でいわゆるダミーサークルをつくって、日本インド化計画とか、インドヨガ研究会、中国の気功研究会、こういうダミーサークルで誘って行って人間関係をつくって、徐々に選択の幅を狭めていく。こういうことをやっていたわけです。特に最近この2年ぐらいは、オウム真理教の場合は薬物を使っていた。薬物を使うと、ある意味では手っ取り早いところがあったのでしょいうね。皆さんもお聞きになったことがあるかもしれませんが、バルドーの悟りのイニシエーションなんていう、彼等がやっていたのは点滴のイニシエーションですが、バツと上九一色村に連れてきて、そこで点滴とかLSDとか、バルドーの場合はチオペンタールの場合が多かったようですが、そこで出家を強要する。ビデオを見せながら恐怖感を煽って、出家しなければ無間地獄に落ちると思わせられる。こういうことをやっていたわけです。

こういうふうな極端な例ばかり聞いていると、やあ本当にマインド・コントロールというものは恐ろしいなと思われるかもしれませんが、マインド・コントロールというのは、こういう形で出てきちゃったものだから恐ろしいもののように思われてますが、レジュメに「巷に溢れるマインド・コントロール」と書きましたように、実はマインド・コントロールは巷に溢れかえっているわけです。彼等は、小さなマインド・コントロールを徐々に徐々に積み上げていって、あそこまでもっていったにすぎないわけです。

巷に溢れるマインド・コントロールの例と言いますと、例えば大学のサークルの勧誘なんていうのは一種のマインド・コントロールを使うわけです。それこそ「うちのサークルに来たら飲み代がただになるよ」と言うのと、「なんだ、おもしろそうだな」と行ってみる。本当は飲むのが目的なんだけれども、なんとなくそのサークルに入ってしまうということはいくつもあるわけです。スーパーなんかに行くと、「スーパーの閉まる時間だから、カニは1杯3,000円のところを2杯で4,000円でいいや」と言うのと、1杯で3,000円のほうが出費は

少ないはずなのに、「2杯で4,000円」と言われると4,000円出してしまう。そういうことはよくあるわけです。こういうのはすべて、マインド・コントロールの幾つかの手法があるわけですが、それを全部駆使すればいいわけです。

「2杯で4,000円」と言われたときはフラフラッ之行ってしまうわけですが、これは悪徳商法にもよく使われておりまして、悪徳商法で「今決断しなければ、もうあとはチャンスがありませんよ」と言われると、「そうか、もう決断しなくちゃならないから、じゃあいいや、買います」、これも一種のマインド・コントロールなわけですね。

マインド・コントロールというものがすべて悪だと考えたら、これは間違いといえますか、それを全部違法だと言ってしまうと社会生活は立ち行かなくなってしまうので、マインド・コントロールをどこまでやったらそれを違法というのか、線引きが非常に難しいわけです。難しいどころか、はっきり言って、それを線引きした判例は今まで日本にはないと言っていると思います。これから、マインド・コントロールはどこまで許されて、どこを超えると許されなくなるのか、このあたりがそれこそ私たちあるいは皆さんが考えなければならないことになってくるだろうと思います。

次に「マインド・コントロールと信教の自由との関係」とありますが、今申し上げました線引きがここにかかってくるわけです。

「宗教の世界とマインド・コントロール」と書きましたが、実は宗教というのは、多かれ少なかれマインド・コントロールによって勧誘しているんじゃないかということはあるわけです。例えば、今でも世界中には国教あるいは国教と呼べるような宗教がある国が多いわけですね。逆に日本のように「無宗教で当たり前」という国はめずらしいとさえ言っているでしょう。最初の産湯につかるのが聖水みたいな国だと、マインド・コントロールなんていうまでもなく、もう選択の余地がないわけです。最初から選択は一つに絞られているわけですから、これは見方を変えればマインド・コントロールの最たるものですが、あまり被害意識はないです。しかし日本のように「無宗教で当たりの前」というような国ですと、いろいろなところが勧誘——伝道といいますが、伝道活動をするわけです。

私も、皆さんのような学生時代に幾つか勧誘は受けたこともあります。そういうところの集まりにいったこともあります、「とにかく考えちゃいけない。信じなさい」と言われて、「そんなことを言われても、正しいのかどうかもわからないのに、やみくもに信じろと言ったって信じられないじゃないですか」と言って、「いや、信じれば分かるんだ。あなたは最初から信じようと思わないからだめなんだ」と言われて、結局喧嘩して帰ってきましたが。そういうのは非常に稚拙な例です。最初は、例えばキャンプをやってみたり、そういうところから大体入ってくるわけです。

もう少し時代が古くなりますと、宗教の世界というのは、今だからこそ批判されているような伝道方法は、ちょっと以前には結構やっていたんじゃないかな。現在でもまだまだ野放しになっているような伝道方法はあるんじゃないかと思っています。

宗教の問題というのは、20世紀だからこそ、あるいはこれから21世紀を迎えるからこそ批判されるものは結構ありまして、大昔であれば許されていたことが結構あるのですね。私もキリスト教の牧師さんや神父さんとも今は親しくさせていただいていますのであえて申し上げますけれども、キリスト教でさえ、例えばルターの宗教改革なんていうのは、あれは何のことはない、靈感商法を批判してキャンペーンを張ったものです。「免罪符、これを買えば天国に行けますよ」ということで、みんな「それちょうだい」「それちょうだい」。それは靈感商法だったわけです。あるいは中世の修道院での生活ぶりは、オウム真理教と同じというとさすがに失礼ですけれども、かなり密室の中で異常な心理状態の中でうまくコントロールしていくというところがあったわけです。それは歴史的に認められている事実です。それは中世では許されていた。20世紀の今、同じことをやって許されるのか。これもあるいは許される国もあるかもしれない。しかし日本の市民感覚、難しく言えば市民法秩序といいます、いわゆる我々の市民感覚からするとちょっと変わっているな、変わっているだけじゃなくて、それに自分の息子や娘が入ったらちょっといやだな、そういう感覚がだいたい共有できているわけです。時代と場所が違えば、違法でないことが違法になったり、あるいはその逆になったり、宗教の世界はそういうものと隣り合わせになっている。しかも、科学社会と言っていいかどうか分かりませんが、だんだん神秘的なものが神秘的でなくなってくると宗教についての見方も変わってきますから、昔は許されていたことが最近では許されなくなるということは間々あると思います。

「伝道の違法性」と書きましたが、伝道のやり方もあまりにあこぎなやり方は許されなくなるんじゃないか。一つ例を挙げますと、最初に勧誘するときに、宗教団体名を名乗らずに勧誘するのは許されないんじゃないかとか、こういう判断基準が出てくるわけです。今裁判で争ってしまして、まだ判例は出ていませんが、だんだん判例が積み上げられていくと、日本における「許される伝道」「許されない伝道」と線引きはできてくるだろうと思っているわけです。

次に「宗教に見せかけた違法行為と宗教を隠れミノにする違法行為」と書きました。これは要は、オウム真理教を見ていると、どうもその2種類があるんじゃないかなと思うのですね。

例えば靈感商法という話を出しましたが、靈感商法というのは、日本の裁判でも刑事、民事で「違法である」という判例は幾つか出ているわけです。こういったものは、宗教活

動をやるのだ、その宗教活動のためにお布施をしてもらうのだ、「お布施をください」と言えば、これは別になんの問題もないわけです。「この壺にはものすごい力がある。これを授かれば幸せになる」、ここまではまだ許されるのですね。しかし、「あなたの不幸はこういうたたりがあからだ。この壺を買いなさい。この壺を買わなければあなたは不幸になる」とやると、これは違法だとなっていくわけです。これは宗教に見せかけた違法行為の典型例じゃないかと思います。

私がやっていた宮崎の資産家拉致事件というのは、あれは拉致しちゃって薬で昏睡させて宮崎から上九まで連れてきてという話ですから、誰がどう見ても違法だとは思いますが、半分無理やりこういった宗教施設に連れて行って、そこで出家とかお布施をやりなさいとしつこく勧めることは間々あるわけです。霊視商法はその一つの典型的なわけです。あれも違法であろうということで、今回、刑事捜査機関が動いたわけです。こういったものが宗教に見せかけた違法行為ではないかと思います。

ただ、オウム真理教の場合は、そんなものははるかに超えたことを幾つかやっているわけです。それこそ殺人行為なんてそうです。坂本一家の惨殺行為だってそうですけれども、内部でリンチをやって死なせてしまうこともそうです。隠れミノにするというのは、要は、宗教施設はなかなか外から立ち入れない場所になっているわけです。外部が立ち入れない場所で、いろんな違法行為が行われている危険性がある。そういう意味で言えば、オウム真理教に限らず、その宗教施設の中で違法なことが行われているという例は幾つか挙がっています。これは隠れているものですから、なかなかわかりませんが、ちょっと古い話になりますが、ある新興宗教団体の中で権力闘争から殺人事件が内部で起きたということもありました。そういう立ち入れない場所で違法な行為がどんどん熟成していくという場面もあると思います。

こういったものは、「宗教に隠れた犯罪＝政教分離の原則との関係」と書きましたが、簡単に言えば、行政は本当に立ち入ろうという気は今までなかったのです。宗教はタブーだと思われていたとか、思っていたとか。確かに憲法20条には「政治と宗教は完全に分離しなければならない」というのがあられるわけです。日本の場合にも、文化庁に宗務課というところがあって、ここが宗教団体を統括するわけですが、少なくともオウム真理教の事件が起こるまでは、宗務課といいますとほんの5、6人のスタッフがいて、宗務課の課長さんにも私たちが日弁連として話を聞いたことがあります、「一言で言えば、政教分離の原則があるのだから行政は何もしない、これが我々の仕事ですよ」と、簡単に言えばこういう話で、がっかりということがありました。結局、この政教分離というものが、行政が宗教団体あるいは宗教施設の中に立ち入らない言い訳になってしまっていたところ

があるのではないかと思うわけです。どんな団体、どんなグループであっても、外部からの批判、外部からの目が入らないとどんどん腐っていく。これは宗教に限らず言えることではないかと思います。

最後ですが簡単に済ませますが、弁護団として、ではこういった事件を追って来てどうすればいいと考えたのかということですが、法改正、これはまさに宗教法人法の改正でして、あとで棚村先生にお話をいただくことになると思いますが、弁護団としては法改正と言うよりも、最後に書きましたが、問題は行政の運用ではなかったかと思っているわけです。

今回の宗教法人法については、弁護団は、今オウムが資産隠しをやっていますが、ああいったことを防ぐために、宗教法人法の解散請求をした時点での財産凍結をできるように法改正をほしいと、この1点だけ訴え続けました。具体的には、6月30日に東京都と検察官が解散要求を東京地裁に出したわけですが、その6月30日時点で資産凍結ができれば、こんな資産隠しなんか起こらなはずがなかった。それが宗教法人法にはない。これは明らかに不備だと思っています。それがためにこういう事態になった、今後二度とこういうことにならないためにそこを入れてくださいと言っているのですが、後で棚村先生からお話があるかもしれませんが、現在のところはまだそういう改正案にはなっていないわけです。

破防法ですが、これは皆さん多くの方はご存じないだろうと思います。私も生まれる前ですから知らんと言え知らないのですが、これは明らかに左翼活動を封じ込めるための法律だったわけですから、もうベルリンの壁も崩壊して東西冷戦ということもなくなったわけだから、破防法というのは廃案にしてもよかった法律だと思うんですよ。オウムの事件を見ていると、後手後手に回っているのは明らかだと思いますね。例えばサリン防止法というのをサリンをまかれてからつくるわけですから、こんな後手後手はないわけですね。

木村　まかれても、なかなかつくらなかったんだね。

伊藤　それでたまたまこの破防法が残っていたから、これを使おうと、こういう話ですから、こういうことではいけないと思いますね。有田芳生さんなんか「破防法を廃止して別の法律をつかって、別の法律でやればいけないか」とおっしゃっていましたが、一理あると思いますね。破防法というのは時代とともに使う必要がなくなったはずの法律であるから、たまたまそれがあから利用するというのはちょっとおかしいのではないかなというのが、弁護団の立場だったわけです。

「税法」と書きましたが、とにかく宗教法人というのは税制面でものすごく優遇されているわけです。原則として、収益事業にわたらない限りはすべて非課税になっているわけです。政教分離原則といいながら、あるいは公益活動に国の支出をしちゃいけないと憲法にうたっているながら、こういったものを全部非課税にするというのは、かえって宗教法人

だけを優遇していることにならないのかという批判はあるわけで、この前も靈感商法の被害対策弁連の山口<sup>ひろし</sup>弁護士が、我々の代表として国会で「原則課税にすべきではないか」と言いましたが、私たちは全くそういう気持ちで、税制の優遇措置を改めてほしいと思っているわけです。

繰り返しになりますが、オウム真理教が6年間やりたい放題のことをやって、ものすごく多くの人を殺したり傷つけたりしてきた。これは法律が悪いのかというと、法律も穴があったかもしれませんが、やっぱり警察、検察、あるいは保健所とか建築課とか、いろいろところで今まで網かけをしようと思えばできたのに、それを怠ってきたというところが一番問題じゃないかと、こんなふうに思っているわけです。

時間が過ぎましたので、これで終わります。

木村 さすがに啖呵切っただけあって(笑)、わかりやすい話でした。

あとでまた私のほうから少し補足させてもらいますが、やはり少し時代が変わってきたということを私たちも予感しています、今までの警察に対する見方、あるいは宗教に対する見方、市民の安全というものに対するものの見方、弁護士の在り方に対するものの見方、そういうものは、いま伊藤さんが話されたようないろいろな現実の中で、もう1回、本当にこのままでいいのかということを考え直さなければならないような時代になってきているなど、ヒタヒタと感じています。そのことをまたあとで補足させてもらいます。

その中で、今、国会ではまさに参議院はきょう明日にもというところまで来ている宗教法人法の改正の問題について、棚村さんからお話をいただきましょう。

棚村 青山学院大学の棚村です。

宗教法人法の問題は、実は私自身、日弁連の消費者問題対策委員会（伊藤先生もご一緒ですが）でもって、宗教団体が行き過ぎた資金集めをしている、そういうときに民事上の責任を問う訴訟が起きているのだけれども、研究者のほうでは全然そういう論文や研究が進んでいない、そういうことで一体いかなものかということで、基本的には非常に関心を持って入るようになったわけです。彗星というふうに木村先生に





おっしゃっていただきましたが、私自身も問題を感じながらなかなか手をつけられていない領域に対して取り組んでいこうというのは、比較的最近のことだったわけです。

1991年にUCLAに留学しまして、アメリカでいろいろな研究をしてきたときに、プロフェッショナル・リスポンシビリティ、いわゆる専門家の責任を問う訴訟がたくさんありました。弁護士さんも訴えられていますし、お医者さんも訴えられていますし、学校の先生も、おまへの教え方が悪いから私はこんなに人生をしくじったのだとか、あるいは親の育て方がおかしいから私は今こんな状態にあるのだと、親までも訴えられる。その中でちょっと目を引いていたのが、牧師さんが訴えられているという事件でした。

あとで言います宗教性善説、文化庁も言っていますし、宗教団体でもかなり言っていました。宗教は悪いことはしない、宗教というのは社会に反するようなことはしない、むしろすばらしいものなのだという前提が、ある意味では法の基礎になっているような部分があったわけです。ところがアメリカを見ていると、牧師さんが訴えられている。一体何をしたのだろうかという、セクシャル・ハラスメントです。信者に対してカウンセリングとか密室で接しているときに、マインド・コントロールということもあるのですが、相手方が非常に弱みを持っている。その弱みを打ち明けて、救いを求めているわけです。必死なわけです。そういう相手方の弱みに乗じてセクシャル・ハラスメントをする。あるいは未成年の子供たちに性的な虐待をする。そういう事件で訴えられているのです。

ところが、それが宗教法人で、しかもそれが宗教活動に関連して行われたということ、牧師さんはお金を持っている人はいないわけですから、宗教法人と牧師さんが一緒にアメリカで訴えられるわけです。そのときに出てくるのは、信教の自由。アメリカでも、確かに州の憲法でも連邦の憲法でも、政教分離と信教の自由を保障するようなエスタブリッシュメント・クローズというのがあります。これは宗教活動に関連したことだから、それに対して裁判をすることは許されないとか、不法行為の責任を問うことは信教の自由をおかすとか、私たちから言うと言いがかりのような形の抗弁というのが出てくるのです。ところがアメリカの裁判所は、それは宗教活動の限界あるいは信教の自由の保障の限界を超えているという言い方でどんどん退けているわけです。しかも、宗教活動とか宗教団体の行為といっても、社会とかかわり他人とかかわる部分ではやはり民主主義のルールや市民社会のルールが適用され、法令の適用もきちんとあるのだといいます。宗教固有の部分——信仰の価値とか教義、そういう部分については、もちろん裁判所がどう判断することはできない。ところが、それ以外の信じない自由を持った他人と接し社会とかかわる部分ではそんな言い訳は許されないのだと、非常に明快に切っている判決に触れたわけです。そのときに、あっ、これは宗教と民主主義の社会、宗教の自由とその限界、ほかの人権とい

うものとの関係をじっくりと考えていかないといけないと気がつかされたわけです。

レジュメではダラダラといろいろなことを書きましたが、今まさに、お金もある程度働けば稼げる、そして物もあふれている、そういう中で、学生諸君もそうだと思いますが、心の不安とか精神的な飢え、こんなものを感じている人がとても多いと思います。何か言いしれない不安感とか、将来に対しても。そういうときに、例えば1993年の文部省の「国民性調査」というものがありますが、5年ごとに文部省が行っているかなり広範囲にわたる調査ですが、「あなたは宗教心というのは大切に思いますか？」といいますと、国民の72%が「非常に大切である」と答えています。「あなたは宗教を信じていますか？」という質問に対しては、33%の人が「信じています」と言っています。そういう意味では、宗教というのは非常に大切な存在として私たちの社会の中で働いていると思います。そして信じている人も多いし、それに対して何か心の拠り所を求めている人は非常に多いと思います。

宗教政策とか宗教団体法制といったときに宗教法人法の今の問題に触れなければいけないのですが、反対する方たちの気持ちあるいは敏感さというのは非常によくわかります。というのは、日本には日本なりの、西洋には西洋なりの、宗教と国家が接近し、あるいはお互いが利用したことによって、宗教が弾圧されたり、あるいは少数者が迫害を受けたり不幸な歴史が重ねられてきました。ですから憲法でもって国家と教会、国家と宗教を切り離そうと。かつての苦い経験に基づいて、「信教の自由」とか「政教分離の原則」を憲法の大きな原則として、精神的な自由権を守る柱としてきちんとそれを出現していこうと、こういうことは非常に大切なわけです。

その具体化する一つの法律として、宗教法人法が昭和26年にできました。できるだけ宗教団体の自主性や自由というものを尊重する、こういう枠組みを持っていることは間違いありません。しかしながら現在の議論で欠落しているのは、自由とか自主性の尊重という部分で、先ほど来伊藤先生からも言っていますが、そればかり強調されますと、聖域化されて誰もそこには踏み込めない。ところが、その自由や自主性が尊重される背景には、厳しい自己管理と自己抑制（セルフ・コントロール）ということが大前提になると思います。だからこそ、公的な機関や国家の介入が排除されるという憲法のシステム、あるいは考え方を貫くことができると思うのです。

ところが、先ほどからも言うように、宗教は悪いことをしないとんでも、宗教にかかわる人間は、悪いことをしたり、おかしいことを考え出したりするわけです。そこで私の基本的な視点は、きのうも国会で議員さんの前でお話をしてきたのですが、オウム真理教の今回の事件も含めて、実は、現代社会で民主主義と宗教のあり方ということが根本的に

問われているのではないだろうと思うのです。そして、戦後50年経った今、日本社会の民主主義のあり方がまさにここで問われているのではないかと感じるわけです。

ある政党の幹部は、宗教は議会制民主主義に相入れない、宗教は教祖の言ったことが絶対だと思って成り立つ世界だから民主主義とは波長が合わない、と公言してはばからないわけです。これは宗教の本質とか宗教性悪説という考え方に立っての発言だと思われるのですが、憲法が保証している「信教の自由」の意味、その歴史的な経過に対する若干の洞察があれば、このような発言には慎重であろうと思います。また、宗教法人法については何が何でも反対だ、憲法違反だという宗教界や宗教団体の人の中にも、信者らに対して情報を一定範囲でもって公開したらどうかという問題に対して、宗教は本質的に多数決で決めるものではない、宗教に情報公開や民主主義なんていうものはなじまないと。この間も参考人として言われた方はまた力説されて突っ込まれていましたが、でもこの両方の極端な議論を聞いていますと、対立するはずの双方が妙に親和性を持っているのですね。非常に近い主張をしていることに気づくと思います。つまり、本当に宗教にとって民主主義というのは両立し得ないのか、民主主義社会の中で宗教はどうあるべきなのか、こういうテーマを実は投げかけられているのだと思います。

私たちの歴史の中で、民主主義とか近代化というのは、これは明治のときもそうでありますし、戦後もそうありますが、残念ながら外から外圧的な力でもたらされたという事情があります。その中で私たちは、民主主義とか自由とか言いながら、下手をすると、民主主義とか自由という名のもとで、私たちは主人公であるはずなのに、私たち自身が主体であるはずなのに、宗教法人や団体であれば信者が本来は主体として本当に尊ばなければならないのに、実は団体や組織の奴隷になって搾取されて、そしてひどい目に遭うという経験を持っていったのだらうと思います。また現代だって、下手をすればいろいろな集団の中でそういうことが起こっている。我々にとって民主主義を支える本当の力は、我々自身が本当に賢くなって、我々自身が権力や我々自身の方向を自分たちで決めていく。それには自分たち自身が賢くなって、自分たち自身で自分たちの問題を考えて処理していく力をつけなければいけない。もしいろいろな団体や、我々の社会のそれぞれの家庭もそうですけれども、そういう力を失っていった場合には、民主主義なんていうことは絵に描いたモチにならざるを得ない。オウム真理教はある意味では、宗教団体や宗教法人という問題を通して、私たちに戦後50年経って民主主義の社会だと言われる内実をいろいろなところで問うているのではないかと思うわけです。

そんな抽象的な話をしますと、では宗教法人法と民主主義、あるいは私たちが今抱えている問題とはどうつながるのかということですが、一言で言いますと、「宗教団体や宗教

法人に対して民主主義は必要ないのか」という先ほどから言うようなテーマに対して、私たちは「それはおかしいのではないかと」申し上げているわけです。つまり、さっきから言いますように宗教固有の部分と極めて世俗的な部分との区別は非常に難しい。難しいですが、あるルールを立てるとすると、宗教の教義とか戒律とか、信仰の価値が本物かどうか、こういう宗教固有の部分に対しては、民主主義的なルールあるいは多数決ということがなじまないことは誰もがわかることだと思います。ところが社会とかかかわっている極めて世俗的な問題、例えば宗教法人法で言えば財産の管理とか法人の運営、こういうことに関しては法律や民主主義のルールに服すべきということは当然なのではないでしょうか。

そういう基本的な考え方に私も立ちますと、宗教法人のいろいろな問題に対してできるだけ自主性や団体の自治を尊重するということが、団体内部で自律的にチェックするようなメカニズムを導入して、非常にオープンな形で透明度や自律性を増す、そして残念ながらもしそのセルフ・コントロールのメカニズムがきかないときに外から一定の範囲で最小限の規制が加えられる、これがまさに民主主義の社会の基本だろうと思います。宗教法人法の中で具体的に狙っていることがきちんとシステムとしてあるだろうか。もし運用で済むのだったら、その運用でどんな問題が解決できて、もしシステムとして不備があるのだったら、その不備を洗い出していく作業をすべきだろう、こういうのが基本的な立場だったわけです。

ところが、反対される方は、かつての苦い経験に思いをいたしますから、国家管理になったり宗教弾圧や宗教統制になったりするの非常に怖い、そういうことになるとう民主主義の破壊である、自由な社会の破壊になる、と。私なんか脅迫状をもらいまして。今まであまり有名ではありませんでしたから、ファンレターなんかもらうことはなかったのですが。ただワープロで「おまえは民主主義の社会を破壊するのか。信教の自由を何だと思っているんだ。産経新聞のコメントは許すけど、ほかで言ったらただじゃおかない」。それを産経新聞の記者に言ったら怒っていましたがね、「産経新聞をバカにしているんでしょうか、この人は」って。

ただ、そこにもあらわれていると思いますが、先ほど来言う性善説、性悪説ということを含めて信教の自由も大切である。だけれども、他人の言論や表現という正当な活動を抑圧する事も本来は許されないはず。それは自由な社会に対する大変な驚異なわけです。ところが、その人たちはもう見えないのですね、ほかのことは。そういう意味では、ある政党の幹部が言うことも一理あるのですが、もう一方で反対する人たちも冷静さを失っているようなところがありまして、そんなところで私自身は政争に巻き込まれないようにということでもって発言をしてきました。

あまり時間が多くありませんから、改正の方向と問題点について少しお話をしたいと思っています。

現在一番問題になっているのは、所轄庁を変更するということです。これについてもいろいろ皆さん自身もお考えいただきたいと思いますが、現在、宗教法人は1993年12月末の段階で18万4000あり、毎年100ぐらい増えています。ところが最近、認証基準が運用で厳しくなった。だから、100を割ってだいぶ少なくなってきました。さっきの伊藤先生の「そんなに厳しくできるのだったら、最初からやればよかったじゃないか」という話は、当然出てくると思います。東京都も、昨年、オウム真理教をなぜ認証したのだ、いろいろな問題が出ていることがわかってなぜやったのだということで、内規を改めました。かなり厳しくなっていますが、それでも窓口によってバラバラであるということです。宗教団体は自由なんです。ところが法人格をもらって社会的に一定の公的なお墨つきをもらうとすれば、その枠の中で何らかの制約は当然あるだろうという考えを持っています。

それから所轄庁についてですが、複数の都道府県にまたがる場合は文部大臣になる。これは宗務課のほうで取っている登録免許税の非課税扱いのための証明書、複数にまたがる場所に出ているのを見ますと、260は押さえられています、それにプラス・アルファ。だから500はいかないと思います。宗教法人全体からいいますと極めてわずかである。わずかだからいいとは言いませんが、もっと問題があるのは、東京で認証されたオウム真理教がサリンをつくっていたのは山梨です。静岡にも大規模な施設を持っているわけです。ロシアにも支部を持って、ニューヨークにも持っていた。こういう海外にまで展開したり全国展開している法人に対して、所轄庁だけで、つまり都道府県だけで情報を収集して行政的に対応するのはなかなか難しいのです。もちろん人員とか予算措置を講じなければだめですが、ただ少なくとも情報収集能力や行政対応能力をつけた上で広域宗教法人の所轄庁を一元化していくのが非常に重要なことなのです。その上で何ができるかというのがまさに問題なのです。今の体制でいった限りは、宗教の国家管理というのは、先ほどもおっしゃいましたが、宗務課に皆さん行ってみたらいいと思うんです。あるいは都道府県の宗教関係の部署に行ったらいいと思うんです。東京でも4人、21都道府県はだいたい1人です。しかも私学・幼稚園係とか、私学係とか、ほとんど兼務です。とてもじゃないですけど、国家管理、国家統制と言ってもできるような状況ではありません。

それから、所轄庁への財務書類等の提出ですが、これははっきり言いますが、新進党は欧米への調査団を送ることに決めていました。ところが突如中止したのです。これはなぜ中止したのか、僕は今もってわからないので聞きたいくらいです。どうも欧米での調査をするとちょっと都合悪いかとも思いました。僕自身は、ぜひアメリカに行ってほしい

と思ったのです。アメリカのこともよその事情も言いますが、所轄庁に財務関係の書類を出すことは、むしろ義務とされているのです。そして所轄庁に定期的に出すというのはあくまでも透明性とか公開制を増すということで、もし出さなかったら解散命令の事由になるのです。認証取消の対象になってしまう。所轄庁は、一々チェックしてどうするというのではなくて、問題のあるところだけ、それから活動してないじゃないかというところだけをチェックするのです。ですから日本でも出された場合は、ほとんど休眠法人の整理で、あと何年間かは対応せざるを得ない。あとで言おうかと思ったのは、休眠法人を売買するブローカーがいて、それがまた悪いことのために使われているという現状があるのですね。暴力団が暴力団対策法の隠れミノにしてやっているのが、愛知県の和徳教会である。いまだに解散命令は出ていませんが。霊視商法とか休眠法人を整理するためには、所轄庁に財務書類を提出してもらうというのは、一応何らかの役割を果たすわけです。

それから信者への情報開示ですが、これも実際に裁判もあるのですが、これは否定的な裁判例もかなりあります。宗教法人側はかなり消極的です。ところがよくよく考えると、宗教法人の財産は信者の寄付とか浄財とか献金でほとんどが成り立っているのです。幾ら集まって、それが一体何に使われて、どんなふうに使われているのだろうということを知らなくていいわけがないと思います。きちんとした宗教法人はちゃんと会計報告をやってオープンにしているので、閲覧要求ということはあまり問題にならないのです。アメリカでもそうです。よほどおかしいやり方をして集まったお金を私的に流用しているとか、そういう団体だけが問題になるのだろうと思います。

宗教法人が一番心配しているのは濫用ですが、今回は、正当な利益があるものに限っていますし、不当な目的の場合には拒否できるのです。あとは最終的にその二つの要件があるかどうかを裁判所で判断してもらう。というので、そんなにいっぱい訴訟が起こるとは私は考えられないです。きのうも質問で「アメリカで、先生、訴訟が少ないじゃないですか。少なくとも認められていないじゃないですか」と聞かれました。訴訟が少ないのは、法律でもって財務関係の書類、会計報告は毎年信者に報告しているわけです。普通の信者はみんな手にしているのです。当然、役員会は送る。トラブルがあって除名された、あるいは総会屋的な何か宗教絡みのトラブルをもっている人だけが閲覧請求するから、数少ない判例で認められなかったりする。ですから、宗教活動を妨害するということは杞憂にすぎないのではないかと考えております。

それから財産保全措置については、言っていましたので。おそらく今後の検討課題ということで非常に重要な意味を持つと思います。

それから質問権ですが、皆さん自身どう考えるかということですが、一般的・包括的な

監督権や調査権がないのはもう明らかです。ところが、問題を起こしたり、解散事由や認証取消や収益事業の停止命令の疑いがあるような場合に、宗教法人審議会に事前に聞いた上で質問はできる。立ち入り調査は含まない。これは私たちから見ると、なぜこんなにまで質問権のところまで……。僕たちもそうですけど、学生が来て「ちょっと先生が言ったこと、わからないんですけど」と言われたときに、学問の自治とか研究の自由を阻害するとか憲法違反とか言ったら、笑われるのではないのでしょうか。もちろん行政の過剰な介入は、現在の法の下でも、行政指導とかいろいろな形であり得るわけです。ですから法律を改正することは、そういうことに対する慎重な歯止めを用意して運用の恣意が入らないようにするという大きなメリットがあるのです。それをしないというのは、私自身としてはどうだろうか。

最後に、一番大切なのは、自己管理やセルフ・コントロールのメカニズムをシステムとしていかにつくっていくか。僕はここでは、宗教団体あるいは宗教関係者と私たち見直しを主張した者との間に何の隔たりもないと思います。ですからむしろ皆さんが力を合わせて、自分たちでもって宗教情報センターとか、あるいは公正な自主規制とか相談機関を設けて、国家を監視するというだけではなくて、行政を見るというだけではなくて、自らの宗教団体自体のおかしな行動や行き過ぎを自分たちで点検したらいいと思います。それが憲法の原則を守ることに繋がると思います。ですから、対立したり喧嘩するのではなくて、それぞれの分野の人が、こんなオウム真理教のような問題や反社会的ないろいろな問題を起こしている宗教団体がなくなるようにいかに力を合わせるかということに、力を、そして議論を集約してもらいたいと思います。

木村 今の宗教法人法改正案は、棚村先生から見ると何点ぐらいですか。

棚村 僕は必要最小限だと思っていますので。本来はもっと、信者総会とか幹事とか、必要的なチェック機能を内部で規則でつくったらいいと思います。

木村 信者自身によるチェックですね。

棚村 そうです。そういう意味では、宗教のことには介入しませんが、それぞれお寺とか神社とか教会とか違いますから。ただ規制の必要的な記載事項の中に自分たちのチェック機能的なものをもうちょっと入れてもらうとか、財産の保全については、伊藤先生もおっしゃったけど、これは重要なことでね。それから認証も、東京都は厳しくした、ではほかの県はどうだとか、バラバラですと具合が悪いと思うんですよ。あまりにきつくなったり、あまりに緩くなったり。オウムの問題が出てきたからみんな厳しくやっていく、これのほうかむしろ私は怖いと思うので、認証制度や認証基準もきちっと見直しをする。

木村 法案自体は60点ぐらい？

棚村 いや、70点ぐらい。合格。

木村 自分が生み出した子供なものだから、やっぱりかわいいのね(笑)。

私のほうから、皆さんに議論をしていただく上でつながりになるまとめをしたいと思います。

一つは、小松先生から話していただいた宗教犯罪ということですが、今回の一連のオウムに関する捜査あるいは裁判の課程で、この教団の構成員が犯した罪についていろいろなことが問題になりました。逮捕が続々と進んでいく中で、どういう法律に基づいて逮捕されるのか、まさに罰する法律があるかということが最初に問題だということが先生のレジュメにあります。どういう法律違反で罰せられるのかということにまず世間の興味が集まったわけです。

そのときにあるテレビ会社のディレクターが、これから逮捕が出る上で、こういう法律で逮捕されるという法律のリストが出回っているのだけれど、これが本当かどうかチェックしてくれと、私のところに言ってきたのです。ありとあらゆるいろいろな法律が入ってまして、その中に農地法というのがありました。農地法というのは何かというと、農家が持っている畑とか田んぼとかを例えば宅地に変えとか、ほかの人の名義にするとか、そういうときに農業委員会というところに届けを出して法律に基づく許可をもらわないとできない、そういうことを定めている法律です。これが入っているのは何かの間違いじゃないか、このリストは少しくサイかもしれないという話をしたのですが、1週間ぐらい経ったらまさに農地法で逮捕者が出た。畑でシイタケを栽培していた、これが農地法違反だということで捕まった。なぜいけないかというと、畑を畑のままにしないでコンクリートで固めて、その上に何か施設をつくってシイタケを栽培していたのです。畑でシイタケを栽培したということで捕まった人は、今までいないと思います。なぜそうなったのかということを考えていくと、とにかく捕まえたいということが先にあって、そのために何でもいから法律はないかと捜していったら、おっシイタケ、あそこは畑をコンクリートで固めているぞ、あれは無許可でコンクリートをつけているから、これは農地法でいけるんじゃないかと、そういう流れででてきたものもあるのではないかと。

それから、例えば岐部哲也被告は、他人の駐車場に車を止めたということで住居侵入罪に問われ実刑1年になった。これもだいたい騒がれた問題ですが、なぜ駐車場に車を止めただけで実刑になっちゃうのか。それだったら、おれだって近所の駐車場に止めたことがある、月決めのところに突っ込んだことがあるけど、あれ見つかったらおれも実刑なのかと、そういう話になりますね。判決の中身を見ていくと、岐部哲也は小銃の部品を隠そうとして駐車場に入っていった、だから違法性が高いのだ、ということを盛んに言っているわけで



す。小銃の部品を隠すのだったら、それは確かに危険なことなので取り締まってもらいたいと思いますが、それだったら最初から、小銃の部品を隠していたという犯罪容疑で捕まればいいはずですね。なぜ小銃の部品で捕まえられなかったかという、小銃の部品を持っていただけでは犯罪にはならないと書いてあるのです。銃刀法を見ますと、拳銃の部品を持っていると捕まるのですが、小銃の部品については取り締まらないと書いてあるわけです。いろいろ銃はあるのに、わざわざ拳銃だけに限って部品の所持を処罰するという規定になっているわけです。裁判所は、小銃の部品所持では裁けないので、住居侵入のほうで小銃の部品をもっていただけでも合わせて処罰したのだとすると、我々は罪刑法定主義とか言っているけど、それでいいのだろうかという疑問も浮かんできますね。

何も私はオウムが好きで言っているわけではなくて、オウムも一つの宗教犯罪という意味で考えたときに、今度の一連の捜査とか裁判の流れの中には、確かにオウムというのは非常に危険な行為をしているわけで、これを何とか食い止めなければならないということから、かなり無理をして捜査をし罪を問うたという側面が隠されている。罪刑法定主義に違反するからそれは別件捜査だとか別逮捕だとか言うのは、それはそれで正しいのですが、それと同時に、オウムのやったことを真正面からあつかえる法律がないことのほうに問題があるのかもしれない。そのことに目を向けていかなければならないかもしれない。

となると、確かに私たちは、国家と市民という関係で考えて、市民が国家によって弾圧される、そこから市民を守るために人権はあるのだというふうに我々は憲法を学んできたのですが、国家以外にも怖いものがあるじゃないかということになってくると、特に無差別テロをやるような集団犯罪に対して今の日本の制度が十分カバーできているかどうかということを議論しなければならない段階に来ているような気がします。その議論を抜きにして「シイタケで農地法違反はひどいじゃないか」と言ってみてもリアリティがない。そういう一つの問題があるように思います。

それから、伊藤弁護士のところではマインド・コントロールの問題についてすごくわかりやすく話してもらって、これだけわかりやすい言葉でしゃべれる人が出てきたということはメディアの勝利だなと思いながら僕は話を聞いていたのですが特にその中で面白かったのは、我々は靈感商法はいけないと言うけれども、もともと免罪符もあったじゃないか、我々はサティアンがどうのこうのと言っているけど修道院もあったじゃないかという話でした。とすると、何がいけないマインド・コントロールで、何が許されなきゃならないコントロールなのか、新しい今の時代に合った基準づくりをしていかなければならないのではないかなという気がします。

マインド・コントロールということは、伊藤さんの話では、自分が自分で選んでいるつ

もりだけれども、結局それは外から実質的には強制されている、こういう関係を言うというお話がありましたが、それはまさに人間の自由の本質にかかわるような問題だと思います。今、憲法学の中では、自己決定権とか、そういう自ら自分の幸せを決めていくという意味で、幸福追求権とかそういうものを中心に人権というものを考えていこうという考え方が大変強い流れになってきているように思います。我々の普通の考え方からすれば、カルト教団に入ることは自己決定権の喪失を意味する。ところが、中には修行だとか何だとかいう形で宗教団体に入って行って、他人から極度にコントロールされたところに行くことこそ自分にとっては自由になれることなのだと思う人たちもいるわけです。そうすると、自分が他人にコントロールされる自由もあるんじゃないかというところに懂着していく面もあるので、このところを簡単に通り過ぎずに、皆さんで大いに議論していただけたらいいのではないかという気がしました。

それから、棚村先生のところで宗教法人法の問題を中心に話していただきました。今の日本の法制度が宗教性善説の立場に立っているのではないかと言う見地からの発言をいただいたのですが、私もそうではないかなと思うことが多いですね。

例えば、先ほど小松先生に宗教犯罪というものをテーマに話をいただいたのですが、刑法典を見ても「宗教犯罪」というのはない。「こういう宗教活動をしたら懲役1年に処す」という規定はない。宗教活動自体が宗教とは直接関係のないいろいろな法律に触れるということが宗教犯罪になるということだと思うのですが、逆に宗教を妨害する側に立った場合に、宗教を妨害する犯罪、そういうものについては刑法の中に規定があります。それは刑法24章に、死体遺棄罪、お墓を掘り起こしちゃいけないとか、そういうことも含まれている。それは当たり前のことだと思われるかもしれませんがその中で一つだけ取り上げておきますと、説教妨害罪というのがあります。これは刑法188条2項にあります。「説教、礼拝、葬式を妨害したるものは1年以下の懲役、もしくは禁固、または10万円以下の罰金に処する」となっています。説教というのは当然宗教的な説教のことを意味しているわけで、おやじが息子を説教しているのを妨害しても罪にはならないけれども、宗教者が弟子に説教しているのを妨害したら、それだけで罪になることになっている。それから宗教的な施設、例えば仏様を祭ってあるお堂とか、そういうものに対して不敬の行為があったときは「6ヶ月以下の懲役または10万円以下の罰金」とあるわけです。そういう意味では、一般の人に対して宗教を妨害するということに対しては犯罪として規定されているという側面がありながら、片方、全体としての法令が宗教性善説に立っているということになると、どっか今の制度はバランスを欠いているところがあるのではないかなという気がするわけです。

私が考えていることは、宗教を信じている人も、宗教を信じていない人も、宗教はいやだという人も、宗教を信じないやつはけしからんと思っている人も、全部等しく扱ってほしい。疑うなら一緒に疑ってほしい。信ずるなら一緒に信じてほしい。性悪説でも性善説でもいいんです。どっちでもいいから等しく扱ってほしい。同じように疑い、同じように信じてほしい。どっちみち全部信じられるわけじゃない、どっちみち全部疑われるわけじゃないのですから、ある程度疑われてある程度信じてもらうわけです。そのバランスは同じであってほしいと思っているわけです。

そういうふうに考えていくと、そもそも「信教の自由」という規定が憲法にありますが、それはいろいろな歴史的な経過でできてきたものなのでしょうけど、信教を持っていない者には信教の自由はないわけです。これは当たり前ですが。しかし私たちには「思想の自由」があるわけです。憲法を見ていくと、「思想・良心の自由」というのが19条にあって、20条に「信教の自由」があります。もし私たちが本当に自由で平等に扱われるとしたら、「信教の自由」というのは結局「思想・良心の自由」でいいのではないか。20条というのは本来19条に吸収されるべき性質のものではないのか。それで初めて信じている人と信じていない人が等しく扱われることになるのではないだろうかというような疑問もわいてくる。そんなことも「信教の自由」の半面として皆さんで議論していただけたらいいんじゃないかなという気がいたします。

坂本弁護士のことについても触れたいのですが、きょうは3人の方に話していただいたテーマからそれてしまうことになってしまいますのでこの程度にしまして、本当はここで休みを取った上で討論に入る予定だったのですが、講師の先生方それぞれ熱を入れて話していただいたので、伊藤先生は少しオーバー、ほかの2人の先生方は大幅にオーバーしましたので(笑)、残り時間が切迫しています。そういうことでこのまま続行したいと思います。

まず会場から元気のいい質問をしていただきたいと思います。

フロアA 法学部の小松先生にお伺いします。

オカルト、あるいは催眠術、こういった面におきまして、形としてまた分としてできない部分が人間としてあるんですね。オカルトという現象、催眠術、これに人間は非常に弱いと思うのですが、この点の御解釈をお願いしたいと思います。

フロアB 質問ですが、オウムに若い有望な人たちが入り込んで非常に人生を狂わせてしまった。我々としては痛ましい気持ちで見ているのですが、大東文化大学ではそういうことはないと思うのですが。何か日本人は、今、精神的に不安定ではないか。目標がなくなっているのではないか。外国に対して土下座外交ばかりしていて、日本は悪うございました、悪うございましたと、全く誇りを持たなくなっているんですね。そういう

点があるいはそういう宗教に走ってしまって悪用されたのではないかなという気もするのですが、その点お教えいただけるとありがたいのですが。

フロアC 先ほど伊藤先生から、結局は法律を変えるより運用だとおっしゃられて、私も同感なんですけど、ちょっと気になるのは、戦後民主主義的な人権、人権、人権至上主義の人たちがテレビでもよく出ていると思うのです。何とか瑞穂さんという女の弁護士がそうだと思うのですが。それは置いて。結局、人権を重視するというのは、少数派を尊重する、できるだけ行政は手を出さなということだと思っんです。それも私は非常に理解できるのですが。結局、あまりに人権至上主義が行き過ぎて、少数派でも善と悪とがあるわけで、少数派の悪まで認めすぎたのではないかな。人権というものをもうちょっと理性的に考えていかなかったことが、いわゆる戦後民主主義の50年でこれだけ大きな事件が起きた。地震の問題も全く同じだと思うんですね。自衛隊が悪い悪いと言っていて、急に今度問題があったら来てくれと。そういういいかげんな戦後民主主義者、特に弁護士さんとか学者さんのある一部の人がそういうことをした。それによって国民がおかしくなったのではないかな。マスコミも全く同じようなワンパターンのやり方をしてきたんじゃないかな。いい少数派と悪い少数派をもうちょっと理性的に分けて、やっぱり行政が手を出すのは私はよくないと思うんですけど、戦後50年も経ったのですから、もうちょっと自分たちでものを考えようという気はするのですがいかがでしょうか。

木村 難しい問題提起だと思いますね。

フロアD 伊藤先生に質問したいのですが。先ほど、法律が悪かったんじゃない、保健所の網かけとか警察でもっと対応できたのではないかなという意見がありましたけれども、この宗教法人法を改正して本当に第二のオウムを防ぐことができるのかというのがあると思うんです。例えば情報開示の問題にしても、財政の面で、例えば自分たちの団体に薬品を買ったとわざわざ財務報告をすることはしないと思うんです。でもまだあやしいと。では感情のほうとしてはもっと踏み込んでいく必要があるんじゃないかと、そういうイタチごっこが起こってくると思いますが、宗教法人法が実際に機能するのか。先生がさっき言われてましたが、解散請求が出されたときの財産権の凍結が今回の改正法に入っていない。ということは、やっぱりまだまだ不備だと思うんです。そういう面で今回の改正法は実際に役に立つのか自分は疑問があるのですが、よろしくお願いします。

木村 この辺で一たん締めましょう。

出てきた問題は、一つは、いわば戦後民主主義の総括にかかわるような問題だと思います。日本人が他からの影響を受けやすくなってすぐ催眠術にかかってしまうのじゃないか、なぜ若くて有能な人が入っちゃうのか、これは日本の特殊な現象なのか。同時に、意識と

しての人権至上主義だったのではないのか。少数派擁護ということで、少数派が来た場合に手を触れるとなっちゃうから、そこに悪いやつがいた場合にはひどいことになっちゃう。そのことをもう少し考え直してみる必要があるんじゃないか、そういうテーマが一つです。もう一つは、関係することですが、将来に向けて第二のオウムは防げるのかということだったと思います。

先ほど比較的時間を守っていただいた伊藤芳朗弁護士から、自分が答えたいものについてだけわがままに答えてください。

伊藤　できるだけ簡単に全部言います。

最初に、オカルトブームとか催眠術というお話があったと思います。これは、私が言うのも何ですが、本当は精神医学の分野にもかかわるのですが、オカルトとか催眠術といったものは、簡単に言えば、最初から「自分がかかるんじゃないか」と思っている人しかかかりません。催眠術というものは全くそうなんですよ。だからマインド・コントロールとはちょっと違うものだととらえているのですね。オカルト、例えば幽霊を見たという人がいますね。ああいうのも、「見るかもしれない」と思っている人しか見ません。結局、自己暗示をどういうふう引き出していくかというのが催眠術者の技術なんです。催眠術の非常に典型的な例で、体が硬直して椅子をどンドンはずしていても体が1本になっているというのがあります。あれは最初から「かかるかもしれない」と思っている人に、「だんだん、ほら、硬くなってくる、硬くなってくる。もっと硬くなってくる。ああ、まだまだ、まだまだ……」、こういうふうやっていくと自分で自己暗示をかけてしまうということなのです。それも遊びと言っちゃ悪いですが、それで満足する人もいるのだからそれでもいいじゃないかと思えますし、超自然現象とかそういうのも、私だって昔「幽霊が出た」とか怖がっていたほうですから、それはそれでまたいいんじゃないかと思えます。ただ、「これに入れ」とかやるのがよくないのであって。ということで、オカルトブームというのは楽しみの範囲で終えておいたらどうでしょうかね。こんなふうに思っています。

それから、若い有望な人云々というお話がありましたが、簡単に言えば、若い有望な人といえますか、特にエリートがなんて言ってますが、私自身も灘校を出て東大を出てという形ですから……。

木村　本当はオウムに入っているだけでも少しもおかしくない（笑）。

伊藤　なんで入らなかったか。ひねてるから。それだけなんですわね。

結局、どういう人が主に入っているか。典型的には、ものすごく真面目で、真面目であるがゆえにいじめられっ子になっているような、こんな感じの人が多いですよ。結局それは、ルールからそれないでどうにかこうにかルールに乗っていかうという発想しかない

と、また別のルールを支線のようにポッと与えられると、そちらのほうにヒューッと変わっていくわけです。

きょうのテーマ「自分の頭で考える」ということですがけれども、マインド・コントロールということ自体は非常に技巧的ですし、これを見破るのは正直言って難しいです。自分の頭で考えようといったって、考えてああなっていますから。

木村 考えたつもりなのよ。

伊藤 そうそう。難しいんです。

その「自分の頭で考える」というのはどうやったらうまくいくかということ、一言で言っちゃえば、友達とか仲間とかそういう人とディスカッションすることなんです。これは心理学者に教えていただいたのですが、人間というものはどうやって自分の意志、自分の考えをつくっていくかということ、自分でじっくり考えて「おれはこうだ」ということではないそうです。自分と似たような立場の人にぶつけてみて、そのリアクションによって人はものを考えるというのですね。これが正しいか間違っているかというときに、「何かこれ変じゃないか？」と言ったときに、横の友達が「そうだよ、変だよ」と言うと、「これは変」という考えになる。横の友達に「何かこれ変じゃないか？」と言ったときに、「いや、そんなことはないよ。君のほうが変わらないか」と言うと、「じゃあ、やっぱりこれで合っているのかな」と、こんなふうになっていくということです。例えば私が司法試験を受けたときにも、自主ゼミというのを組んで、そこでディスカッションして、そういう中で法律の勉強を身につけていくというところがありましたし、予備校でもそういう指導はやります。だから皆さんも、「考える」ということは、「考え込む」というよりは、周りといろいろディスカッションしていく。きょうも帰り道、あるいはこのあと酒を飲みながらでもいいから、あれはああだ、これはこうだ、結構伊藤弁護士っていいかげんだとか、そういう話をしていけばいいんじゃないかと思っています。

それから、先ほど人権至上主義で何々瑞穂さんという話がありましたが、何を隠そう、福島瑞穂さんは坂本堤と私と研修生の期も東京4班という班まで同じで、3人とも仲良かったので、私は福島さんについては非常に肩を持つほうであるのですが。ただ、私ももともとは人権派だったはずですが、今はそういう人権派からものすごく攻撃されています。もうおっしゃるとおりで、少数派だから擁護すればいいとか、そういう問題ではない。やっぱり個々の善悪を考えてほしいと思いますし、もっと言うならば、例えば私が6年間オウムを見てきて、上九の住民は、オウムの連中からワッと束になってかかられてものすごいことをやられているわけです。なぐる蹴るなんてやられた方もいらっしゃいますし、もちろんサリンをまかれているということもあるかもしれませんが、何かちょっといざこざに

なると、彼等はすぐワースと大勢で押し寄せてきて、無理やり自分の言うことをきかせてしまう。特に青山弁護士あたりは、村の人たちに「てめえ」呼ばわりでものすごい悪罵の限りを尽くす。そういうことを繰り返してきていたんですよ。だから村の人たちからしたら、オウムが少数派だなんて言ったら、もう笑っちゃいますよね。オウムによって蹴散らされたという感覚がありますから。そういう実態を知らないで、「オウムは少数派だ」と思っている人たちだと思っていますから。福島さんじゃないですよ。福島さんはいい人なんですけど。そのほかに、我々弁護団を人権無視と言っているような人たちがいるので、そういう批判を私は持っています。

最後に法改正云々ですが、これは棚村先生にお話をいただいたほうがいいかもしれませんが、棚村先生とちょっと意見が違ふかもしれないので、そのことだけ申し上げておきますと、私は、今回の法改正で、第二のオウムを防ぐことなんて全然できないと思っています。法の改正だけでは。やっぱり何ととっても運用だろうと思っています。例えば、さっき薬品という話が出ました。情報公開で薬品リストを出したくなかったら、まさにオウムがやっていたように、薬品購入のダミー会社をつくれれば、それで済むわけです。プロスペリデグロリユス、あるいは長谷川ケミカルとかつくったわけですね。そういうところで買ってしまうと、それで終わりなわけです。それは宗教法人とは違うから、別に開示する必要もない。だから私は、今回の法改正は、最初からあまり期待していませんでしたし、私たちは、保全措置さえ認められればそれでいいと、そういう声明まで出したのに、全く無視されて、何か随分違う方向に行っちゃったなと思います。とはいえ、今回の法改正は一つの足がかりになるだろうと思いますし、このことによってまた運用が少し変わるということとは期待できると思います。だから私は、法改正が悪いとかいいとかいうよりは、今回の法改正でもって考えさせられたことを行政はどう受けとめるのかということに対して引き続いてアピールしていきたいと、こんなふうには思っています。

木村 今の点は、僕も伊藤さんのほうに乗りだね。要するに、第二のオウムを防げるかということですが、第二のオウムの発生を防ぐということだけを考えていきますと、我々の市民生活の中に網の目のように捜査網を張りめぐらせて、誰がどこで薬を買ったかというようなことを全部個人で報告させれば、これはおそらく第二オウムは防げると思います。しかしそのときは、捜査官憲のほうをもっと巨大な第二オウムになっていることになるのですね。私たちは両方複眼で見ていかなければならないわけで、国家権力というものに対する疑いとかチェックとか、そういう気持ちを持つと同時に、我々に大変な災いを巻き起こすのは国家だけではなくて、国家以外にもたくさんあるのだということを知っておかなければいけない。我々が第二オウムを防ぐというよりは、第二のオウムが出てきたときに、

例えば坂本事件みたいな事件が起こったときに、すぐに手際よく捜査が進んで、問題点が早くわかって、同じ団体が次の犯罪を犯すことを防いで、そしてその集団をできるだけ早く壊滅に追い込んでいくことができるかということになるわけです。第二オウムの完全予防を考えるあまりに私たち全体が「第二オウム反対教」になっちゃいけないということではないかという気がしています。

いま四つくらい質問が出ましたが、どれでもいいです、好きなものにお答えいただけますか。

棚村 私自身が戦後の民主主義がある意味では問われているというお話をしましたので、その点から少しお話をしますと、人権派とか人権の極度な尊重ということで、少数者保護で過保護になったり、そういう傾向はないだろうか。それは僕は確かにあるだろうと思います。ただ、私が基本的に言うのは、そういう社会の風潮の中で我々は自由を手にした、そして民主主義という大切なシステムを手にした、その内実が今問われているのだ。それは一人ひとりが問われているので、いま政治家同士がやっているのを見ても、責任の押しつけ合いとか、自分たちの思惑でもって何か議論するとか、ああいうところに対して我々は厳しく監視しなければいけない。それからマスコミだって、よく宗教学者なんか言うんだけど、オカルトとかああいう問題のときは麻原彰晃を呼び出したりいろんなことをして、ある意味では炊きつけているわけです。ところがこういう問題が出てきたら、今度は急にたたきに回って、自分たちは正義の味方みたいになってしまう。特に、目で見るとようなメディアの人たちは、自分たちをある意味で聖域化していないか。そしてチェック機能がそこには働いているのか。被害者のところまで追いかけていって「今どうですか」、あるいは加害者の側の家族まで追いかけて「どうですか」、そういうところに本当に民主主義は働いているのか。また、その雑誌とかテレビを喜んで興味本位に見ている自分たちがまさに問われているのではないかと、私自身は感じたわけです。

それから宗教法人法の改正ですが、これもいろいろな宣伝の仕方があったと思いますが、オウムというのは、はっきり言って、あれだけの犯罪があって「犯罪のデパート」といわれるようなもので、まさに犯罪とか治安の問題を宗教法人法でやれといっても無理なんです。法律というのは、民法でこれをやれとか、刑法でこれをやれとか、守備範囲があるわけです。その守備範囲をきちんとやっていればどの程度のことのできたらどうかということが検証されなければいけないと思います。

宗教法人法は、正直言えば、できることは非常に限られていて、今やろうとしているけれども、ある程度宗教法人が経理とか活動の透明化とか自律化が図れば、木村先生がおっしゃったとおり、もうちょっと早い段階で何らかの手が打てたら、これまで被害者を



拡大しなかつたらどうかということだと思います。そのとき行政はどんな役割をして、どんな責任を分担すべきなのか。仏教会とかあいう人でもよく言うけど、「信者は被害者じゃない」なんて言うと、僕は反発したいところもあるのですが。ただ相手方の話を鵜呑みにして、そして今度は加害者に転向している部分があるのですね。確かにきっかけは被害者なんです。引きずり込まれてね。でも加害者に転向した部分では何らかの責任をいま犯罪として問われていますが、やはり大人としてはその部分は無視することはできないと思います。

宗教法人法ができることは、さっきから言うように、自律性を内実化させてもう少しチェックする機構を内部にまず持つ。そして内部でだめだった場合、隠したりいろいろなことをしてだめだった場合に、例えばそれをどうするかというのはみんなが考えていかなくちゃならない問題で、あくまでも宗教法人法ができることは、さっきからも言うように、例えばもっと早く解散命令とか、認証取消とか、現行法で与えられているものを有効に使えたかどうか。

僕は伊藤先生と少し違うのは、行政というのは、運用強化、運用強化といったら、別件逮捕とか微罪逮捕とか、先ほども言われたけれど、やっぱり怖いものだと思います。戦前の宗教弾圧というのは、大変な誤解をしているのは、宗教団体法という昭和14年にできた法律でやってないんです。全部、治安維持法とか不敬罪です。そして警察権力が入ってやっているわけです。今のような形でもって反対派の人たちが言っているのは、むしろ過剰な国家の介入に対する危惧……。現に破防法を言っているわけでしょう。僕は破防法なんて大反対ですよ。

木村 宗教法人法の改正に反対で、破防法でやれというんだよな。

棚村 そうそう。刑法でやれとか、民法でやれとか、それから行政がもっと厳しくやればできたんだと言うけれども、それはやっぱりおかしい。宗教法人法では何ができるか、運用では何ができるか、そういう議論が必要だと思います。その範囲でコンセンサスがどうもできそうなのが今回の改正。十分ではありません。十分ではありませんから、もっともっと議論をして。ただ大切なのは、昭和33年4月22日にもっと大幅な改善のための答申が宗教法人審議会に出ているのに、あの当時の宗教界の猛烈な反対のために頓挫して、それっきりびくとも動かなかつたわけですが、44年も経ってその岩のようなものが動いたのは、オウム真理教という不幸な事件をきっかけとしたんですが、少なくとも宗教の問題に対して国民一般が関心を持った。国会でも取り上げた。そして法律の改正にどうもなりそうだ。それはある意味では非常に大きな出来事だし、僕自身はこれをきっかけとして健全な方向でもって議論をしていきたい。

私、余計な話をしますが、テレビに出たりすると、車を蹴っ飛ばされてへこまされたんですね。そういうのを見ていると、僕自身も信仰を持って教会に行ったりしていますが、どう考えても足跡がついているんですよ。これは神様がやったことだとはどうも考えられない。人間がやったのだろう。人間というのはやっぱり不完全ですよ。私たちみんな、意外なところはいっぱいあると思います。そういう意味で宗教の問題は大切だからこそ、こうやって議論を深めているということだと思います。

木村　それほどの違いはないと思いますが、少し強調するバランスが違うので、非常におもしろいです。

小松　最初方のご質問ですが、直接私のところにはかかわらないのではないかと思いますのですが。催眠術の件は、これは犯罪論のほうから考えていきますと、ちょっと別の問題になってきます。自分の意思が働いていないということですから、その段階でやったのは本人の行為というふうには見られないということで、マインド・コントロールがそういう状態になればということだと思います。ですから催眠術そのものがストレートには結びついてこないということです。

それから3番目の方のご意見といたしましょうか、人権至上主義ということですが、私はそういうこともあるかとは思いますが、ちょっと違った考え方です。現行憲法は人権の一つとして信教の自由を認めております。更に政教分離の原則も掲げております。これに関連して「聖域化」ということがちょっと出ていましたが、行政は過度に臆病になっているのではないかという気がするんですね。津市の地鎮祭事件、政治と宗教、国家と宗教の問題が議論になった事例がありますが、あの辺からそうやってきたように思われます。笑い話ですが、市立の幼稚園ではクリスマス子供会をやらないのです。なぜか。宗教活動と誤解されると困るからというのです。その辺をかんがえると、どうも臆病になり過ぎているという感じを私は持つのです。ですから宗教の問題についての人権、自由の問題というのは、内心の自由、何を信ずるかという部分と、それに伴ってどう行動するかという問題と分けて考える必要があると思います。何を信ずるかという問題は、絶対的な自由ということにかまわない。しかし、宗教に基づいて行為をするというときには、他人との関係が生ずるわけですから、他人の自由にかかわるということで一定の制限を受けることもあるが、それはやむを得ないことです。そのところを区別する必要があるのではないかと考えております。

木村　そのかかわりでちょっと私の意見を述べさせていただくと、人権ということの中に、最近はいわゆる「被害者の人権」ということを言われるようになってきました。今までは、犯罪を犯した人の人権をどう守るかということ、あるいは犯罪を犯したと疑われ

ている人の人権をどう守るかということが法律の一つの中心テーマでしたが、それに対して、最初は非常に感情的な反発として「じゃあ被害者の人権はどうなのだ」ということが言われた。それが学問として考えられるようになってきているのです。それは犯罪被害者学会というところで研究されています。要するに、犯罪の被害に遭った人たちが被害を回復する。それは財産的に回復するというだけじゃなくて、心の痛手をどういうふうに癒していくか、あるいは自分に対して加害をした人がどういうふうに処罰されていくのか、真相がどういうふうに究明されていくのかということについて知る権利、そういうことを被害者の人権として真面目に考えてみる必要があるのではないかという議論が出てきているわけです。おそらく一連のオウムの犯罪も、そういうことを考える大変大きな契機になってくると僕は思っています。

例えば、いま法定が開かれているわけですが、被害者があの裁判を見に行けないわけです。ご承知のように、法定は50席ぐらいです。それをマスコミでともかく、ライターが確保しなきゃいけない、挿絵を描く人も確保しなきゃいけないですから、1社で2、3席は確保しなければいけないわけでしょう。それでもってやっているから、普通の人は何ものすごい倍率になっているわけです。少なくとも法律上その犯罪の被害者になっている人には優先的に席を割り当てられて、見られていいはずじゃないですか。そういうことが制度的に保証されているかといったら、ないわけです。そういうことだってこの裁判の中で考えていかなければならないことではないかと思えます。

犯罪被害者の補償法という、通り魔的な犯罪に遭った場合の被害の補償法はありますが、それは補償額は限られています。もっとそれを手厚くしていくことも必要でしょうし、裁判をやりたい場合に裁判の援助をすとか、被害者は被害を受けたことによって非常に弱い立場に立っているわけですから、守っていく必要もあるわけです。そういうこともあわせて人権概念を豊富にしていく必要があるんじゃないかという気がします。

遅くなりましたし、暮れでもありますから、1分ぐらいでそれぞれまとめの発言をしていただいて、シンポジウムを閉めたいと思います。

それでは、棚村先生から。

棚村 法律でできることは非常に限られているわけです。私なども被害弁護団の先生方からいろいろ情報をいただきながら、研究者として、あるいは教育者として何ができるかなと思って始めていることが、今のささやかないろいろな研究の出発点になっています。ぜひ皆さんも、他人事としてではなく、自分の問題のようにして、この問題に対して自分なりのかかわり方あるいは考えを持っていただければ幸いです。きょうはどうもありがとうございました。(拍手)

小松 私自身も含めてですが、オウムの実態といいますか、法律とのかかわりで実態が何なのかということを見つめて見ていただきたいと思います。先ほど「犯罪のデパート」というお話がありましたが、法律をこれから動かしていくのに、その中から学ばなければいけないことが非常にたくさんあるような気がします。私自身もまだ解決がつかないところがあります。これから次々に判決が出てくるわけですが、それで終わったというふうにそのまま過去にながしていってしまうというわけにはいかない。そういう問題をたくさん持っているのではないかと思います。一つだけ例を挙げますと、駐車場に車を止めて逮捕されて実刑判決を受けるということがあるわけですが、それが持つ意味を考えるとということですね。そのことから何かを学び取らなければいけないということを私はいま痛感しております。(拍手)

伊藤 大学生の皆さんが多いということですね。私が今テレビとかでしゃべっていることは、大学時代に経験したことがベースになっていることが多いんですよ。ですから、基本的にはいろいろな経験をしてほしいと思うのです。そういう中で、必ず、宗教だけじゃなくて悪徳商法も含めて、皆さん長い人生の中で何回かそういうものにひっかかりかけることがあると思います。そういうときに、「信じなくちゃいけない」とか、「人に相談しなきゃいけない」とか、「考えなきゃいけない」とか、こういう言い方をするやつには気をつけろと、そういうところですよ。(拍手)

木村 きょうはすごく大勢集まっていたいただいて、大変ありがたかったです。「自分の頭で考えよう」がテーマだという点からいくと、法学部の学生の諸君には、これから勉強していくにあたって、法とか制度というものが与えられたもので、その与えられたものをどう解釈していくかということが自分たちの勉強のテーマだと思わないようにしていただきたい。もちろんそのことも非常に大切なことですが、なぜこんな法律がなきゃいけないのか、この法律は本当はいらぬのではないのか、変なんじゃないかということをお必ず頭の隅に置きながら、いずれは自分たちで法律をこういうふうに変えていきたいとか、法律というものはこうでなければいけないという、国民的なエネルギーにつながるような勉強の仕方をしていただきたいと思えます。

きょうは私は棚村先生の話聞きながら、どうも憲法19条と20条は二つある必要はないのではないかなと、先ほど発言したわけです。もちろん両方ある必要がおそらくあるのだらうと思いますが、「なくていいんじゃないかな」と疑問を持ったところからあることの価値がまた見えてくるわけなので、そういう勉強をぜひしていただきたい。そのきっかけにきょうのシンポジウムがなったら、司会をさせていただいた者として大変幸せだと思います。

主催者 来年も「やります」と言っていますので、来年もぜひ来てください。どうもありがとうございました。(拍手)

—以 上—